

## 手数料一覧表 <J-PEC個人型プラン:J-PEC個人型(A)>

(2014年11月現在)

### 1. 加入時、移換時にかかる手数料 (いずれも税込)

ご加入時または移換時には、国民年金基金連合会の事務を行うために必要な事務費として、以下の手数料が差し引かれます。

	<新規加入時> 個人型プランの加入者となるとき	<移換時> 個人型プランの運用指図者となるとき
手数料	2,777円	2,777円
支払方法	初回の掛金より 差し引かれます	移換金より 差し引かれます

\*個人型プランの運用指図者が加入者になる場合は、上記手数料はかかりません。

運用指図者とは、掛金を拠出せず、これまでに積み立てた資産の運用指図のみを行う方をいいます。

### 2. 口座管理、給付、還付等にかかる手数料 (いずれも税込)

加入者、運用指図者、受給者である期間は以下の手数料が差し引かれます。

		加入者 (拠出者)	運用指図者 受給者	給付時	還付時 (※1)
手数料(※6)		毎月 587円 (年間 7,044円)	年間 5,808円	432円 (給付のつど)	1,461円 (還付のつど)
内 訳	国民年金基金連合会	103円 (年間 1,236円)	—	—	1,029円
	運営管理機関 (※2)	420円 (年間 5,040円)	5,040円	—	—
	事務委託先金融機関 (※3)	64円 (年間 768円)	768円	432円	432円
支払方法		毎月の掛金より 差し引かれます (※4)	資産残高、給付金より 差し引かれます(※5)	給付金より 差し引かれます	還付金より 差し引かれます

(※1) 還付とは、①国民年金の保険料を納付していない月に掛金が拠出されたとき、②加入者の資格を有しない方が掛金を拠出したとき、③法令および個人型年金規約に定める限度額を超えて掛金が拠出されたときに、当該掛金に相当する額を加入者等へ返還することをいいます。

(※2) 運営管理機関手数料は、運営管理業務等の対価として当社(ジャパン・ペンション・ナビゲーター)が「記録関連運営管理機関(日本レコード・キーピング・ネットワーク)」の手数料と合わせて請求いたします。

(※3) 事務委託先金融機関とは、国民年金基金連合会から委託を受けて個人別資産を管理する信託銀行(三菱UFJ信託銀行/日本マスタートラスト信託銀行)をいいます。

(※4) 拠出がなかった場合、国民年金基金連合会分の手数料は請求されません。一方、運営管理機関手数料ならびに事務委託先金融機関手数料につきましては、拠出の有無にかかわらず必要となります。その場合、拠出がなかった月の手数料については、お客様の資産を取り崩して手数料に充当いたします。

(※5) 運用指図者の方の手数料は、毎年3月末にお客さまの資産を取り崩して手数料に充当いたします。

受給者の方の手数料は、前回の支給月から当該支給月の前月までの期間に係る手数料相当額を給付のつど控除し、手数料に充当いたします。

(※6) 消費税率について

① 国民年金基金連合会は、2014年4月以降の掛金引落分から新税率を適用します。

② 運営管理機関・事務委託先金融機関は、2014年4月分掛金(入金は翌月以降)から新税率が適用されます。また、年間手数料等、計算対象月が複数月にまたがる場合には、計算対象月で月単位に判定し、月割で旧税率と新税率をそれぞれ適用します。

## 運用指図者の手数料のお支払方法について

- 毎年1回、1月から12月までの期間に対する手数料を、翌年3月末日の7営業日前に算出して、お客さまの資産を取り崩して充当いたします（年の途中で運用指図者になられた方等については、月単位で手数料額を算定いたします）。
- その際、お客さまの運用商品の一部を売却することになりますが、売却する運用商品の順番は、「プランコース説明書」に記載された「個人別管理資産額取崩し時の運用商品の売買順」となります。
- 手数料に充当した資産の売却状況につきましては、NRKのWEBサイトまたは、毎年4月に送付いたします「確定拠出年金・残高のお知らせ」に詳しく記載しておりますので、そちらでご確認ください。

### <ご注意事項>

#### 元本確保型商品が一部売却された場合

定期預金、保険商品では、それぞれ以下のような取り扱いとなります。

定期預金が売却された場合	当初適用された利率よりも低い「中途解約利率」が適用されます。
保険商品が売却された場合	解約控除が適用されませんので、手数料の金額が解約されることとなります。

#### 投資信託が一部売却された場合

投資信託のように価格が日々変動する運用商品は、売却見積金額をもとに手続きを行いますので、手数料額に対して余分な金額が発生したり、不足額が発生することがあります。

余分な金額が発生した場合	売却する際と同様に、「プランコース説明書」に記載された「個人別管理資産額取崩し時の運用商品の売買順」で運用商品を再購入します。
不足額が発生した場合	再度運用商品を売却します。

\* 投資信託の売却口数は、資産の取崩を行った日の基準価額をもとに計算します。

#### 本資料に関する留意点

- ・本資料については、作成された現在の法令等および信頼性の高い情報にもとづいて作成されておりますが、その正確性・完全性に対して責任を負うものではありません。また、法令等は将来変更される可能性があります。
- ・会計、税務、法律面については、公認会計士、税理士、弁護士にご確認ください。
- ・本資料の内容の一部あるいは全部を、無断で複写複製（コピー）および電子化することはお断りしております。